

## 住宅の工事監理業務委託契約書に印紙の貼付は必要か

相談 内容	<p>住宅の設計業務と工事監理業務の依頼を受けて業務委託契約を締結しようとしているが、契約書の作成に伴って納税する印紙税について工事監理業務委託書には貼付しなくても良いと聞いたが、他の事務所では納税しているところもありどうしたらよいか。</p> <p>また、設計と工事監理を一括契約した場合と別の契約とした場合で異なることも聞いているが実際はどうかを知りたい。</p>
回答 内容	<p>一般的に「工事監理業務」は民法上の契約では「委任」行為となり、作成される契約書は印紙税法では非課税文書となります。一方、設計業務は「請負」行為となり印紙税法上課税対象となり、設計と工事監理を一括で契約する場合は課税扱いとなります。</p> <p>ただし、工事監理業務委託の場合であっても成果品を求める等、契約の内容によって課税扱いとなる場合もありますので具体的には税務署又は税理士に相談してください。また、これらの契約に基づく領収書の印紙税については、建築士個人として発行する領収者については課税されない場合がありますので、同様に相談ください。ちなみに、「委任状」については「委任」行為となり非課税となります。</p> <p>この課税、非課税の判断は、民法上の規定に基づくもので、そもそも「委託」という契約は民法では規定されていません。「業務委託契約書」とは、発注者がある業務の実施を受注者に委託し、受注者がこれを承諾して対等の立場で、自己の裁量と責任により、業務を遂行する場合に締結されるものです。「業務委託契約書」は民法には定められておらず、その法的性質は、主に、「請負」か「委任」のいずれか、又はこれらの混在したものとなるといわれています。実際には、「業務委託契約書」としていても「請負契約」の内容であるものもあります。</p> <p>「請負」契約とは、請負者がある仕事の完成を約し、注文者がその仕事の結果に対して報酬を支払う契約のことをいいます。次に、「委任」契約は、委任者が法律行為をすることを受任者に委託し、相手方がこれを行うことを内容とする契約のことをいいます。</p> <p>なお、法律行為以外の事務を委託することを「準委任」といい、「委任」の規定が準用されますが、業務委託契約書で委託される業務は、一般には法律行為以外の事務ですから、「準委任」といえます。</p> <p>「請負」と「委任」のどちらもある行為（仕事）を代わり行うことは共通していますが、両者の違いは、仕事の完成義務を負うのかどうかということとなります。「請負」の場合は、請負側が仕事を完成する義務を負い、成果物の引き渡しなど業務を完成させなければ、報酬は得られず、債務不履行があった場合は責任を負います。また完成後の瑕疵担保責任があります。一方、「委任」の場合は、受任者は、委任された行為の処理を、善良なる管理者の注意義務で行えばよいことから、仕事の完成義務は負わないことに違いがあります。こうした違いが印紙税の課税・非課税の違いの根拠となっているものといえます。</p>